

## 秋田県公安委員会告示第82号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は公示の日から3年間とする。

令和7年10月21日

秋田県公安委員会委員長 藤田 貴子

通知番号	申請者・製造業者	種類	型式名	検定番号
189	株式会社ビスティ 代表取締役 東郷 裕二 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	ぱちんこ	Pゴジラ対エヴァンゲリオン2LV	第5P1168号
190	株式会社ビスティ 代表取締役 東郷 裕二 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	ぱちんこ	eゴジラ対エヴァンゲリオン2TR	第510468号
191	株式会社ニューギン 代表取締役 新井 宏明 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地	ぱちんこ	eGODZILLA7H4	第510721号
192	株式会社アムテックス 代表取締役 金子 明利 東京都台東区東上野一丁目16番1号	回胴式	LB不二子M2	第5S1046号